

# **木津川市文化財保存活用基本計画**

**～水・緑・歴史が薫る文化創造都市をめざして～**

平成28年3月

**木津川市教育委員会**

## 目 次

### 第1章 保存活用基本計画策定の背景と目的 · · · · · 1

1. 木津川市の歴史的文化的遺産の背景
2. 計画策定の目的
3. 計画の基本理念

### 第2章 保存活用基本計画の方針 · · · · · · · · · · · · · 3

1. 調査・研究
2. 整理・共有化
3. 指定
4. 保存管理
5. 整備・活用・修復

### 第3章 木津川市文化財の状況 · · · · · · · · · · · · · 7

1. 市内の指定文化財
2. 市内の国指定史跡
3. 市内文化財に関する研究の成果
4. 普及啓発活動

### 第4章 文化財の保存・活用を推進する事業 · · · · 10

1. 文化財調査の充実
2. 文化財保存管理の推進
3. 文化財活用の推進
4. 文化財保護意識の向上
5. 文化財保護環境の整備
6. 文化財保護の未来に向けて

### 資料

- 木津川市内所在指定文化財等一覧
- 木津川市文化財保護条例
- 木津川市文化財保護条例施行規則
- 木津川市文化財補助金交付要綱
- 用語解説

## 第1章 保存活用基本計画策定の背景と目的

### 1. 木津川市の歴史的文化的遺産の背景

木津川市は、近畿地方の中心、京都府南部の山城地域に位置し、南は奈良（大和）と境界を接し、京都・大阪の中心部から30km圏内にあります。

本市は北東部の山塊と南西部の京阪奈丘陵に挟まれ、中央を東西に貫流する木津川は、古来、淀川を通って瀬戸内海に入り、東アジアの国々と繋がる大和の北の玄関口として一翼を担いながら、この地に遡って流入する人や物資、文化の痕跡や大和の影響を色濃く残す特異な文化を発展させてきました。

日本の国が統一されていく時期に重要な位置を占めていた有力者の首長墓である椿井大塚山古墳や渡来人との関係が指摘される古代寺院の高麗寺などは木津川を見下ろす位置に造られています。

古代には、大和の北入口として木津川沿いに「泉津」が設けられ、都の外港として建築部材や物資の集積地となり、これが「木津」の地名の由来となっています。泉津から遡った瓶原には恭仁宮が造営され、短命ではありましたが、日本の首都として国政の中心となり、国分寺・国分尼寺建立の詔などもこの地で出されました。

都が平城京から平安京へ移り、この地は二都の間の地域として、水路と陸路の往還地となり、多様で豊かな農業生産が発展しました。また、大和の背後に位置する当尾地域では、淨瑠璃寺や岩船寺を中心に南都仏教の修行場が形成され、北東部の山間地域においても海住山寺や神童寺が復興されています。

中世には自治的な村落ができ、米・麦などとともに、早くから茶が栽培されるようになり、交通の要衝地として商業活動も活発となりました。戦乱の世になると、この地の土豪たちを中心に起こった山城国一揆により「自治」の郷づくりをめざしました。

近世には農地も増え、綿、茶、豆類、大根、ごぼう、柿、筍など多くの作物が生産され、今日の近郊農業の基盤となりました。特に茶は幕末から明治にかけて木津川水運を利用して海外への輸出が増大し、その集散地として発展しました。また、高級麻織物である奈良晒の技術を活かした相楽木綿は京都府域最大の産地として昭和戦前まで続きました。

合併により昭和26年に木津町と加茂町が、昭和31年には山城町が成立しました。そして、平成19年には3町が合併して現在の木津川市が誕生しました。

## 2. 計画策定の目的

木津川市には、国宝をはじめ数多くの文化財が守り伝えられ残されています。長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産を市民とともに大切に保存活用し、次世代へと確かなものとして継承するとともに豊富な歴史的文化的遺産を多面的に活用したまちづくりを進めることが求められています。

そこで、木津川市の文化財保護行政が、直面している緊急かつ具体的な課題を整理するとともに方向性を明示し、実効性のある取り組みを実践するため、木津川市文化財保存活用基本計画を策定します。

## 3. 計画の基本理念

木津川市では第1次木津川市総合計画において、「水・緑・歴史が薫る文化創造都市」をまちの将来像としたまちづくりを進めています。その重要な柱の一つが「歴史・文化や自然・環境を活かしたまちづくり」であり、本計画を策定するにあたり以下の内容を基本理念とします。

- (1) 市域の歴史や文化・伝統・景観など特色ある地域資源を活かし、市民が誇りを持てる魅力あるまちづくり
- (2) 古代以来、都と関連性が深く、さらにある時期に都城の地として発展してきた歴史と文化を活かしたまちづくり

### ◆「歴史的文化的遺産の保全と活用」

市内の豊富な歴史的文化的遺産を保存し、次世代に継承するとともに観光や憩いの空間として活用を図り、市の魅力を高めるまちづくりを進めます。この施策では、史跡の公有地化を図り、市民の憩いの場、観光スポット、歴史学習の場として環境整備の推進と地域が守り育ててきた文化財の保存支援に取組みます。

### ◆「市民との連携による歴史学習の推進と文化財の公開」

地域や団体、小中学校との連携による文化財の啓発・学習事業を進めていくとともに、市から主体的に情報発信を進めます。この施策では、文化財に関する啓発事業や展示施設の充実した運営に取組みます。

### ◆「水・緑・歴史のネットワークづくり」

歴史的文化的遺産を結び文化交流や観光資源として活用するため、木津川流域の文化をテーマに歴史的文化的遺産を巡る観光コースの充実や探訪ツアーやを実施します。

## 第2章 保存活用基本計画の方針

文化財の保存・活用には、まず文化財の基礎調査およびその特性の研究が必要です。ここでは文化財の調査、整理、指定、管理、整備、修復、活用までの基本方針を示します。

本計画において取り扱う文化財とは、椿井大塚山古墳、高麗寺跡、恭仁宮跡（山城国分寺跡）、奈良山瓦窯跡などの史跡や蟹満寺、淨瑠璃寺、海住山寺などが所有する国宝および重要文化財に指定された建造物や美術工芸品をはじめ、府指定・登録や木津川市指定などの有形・無形民俗文化財、地域の風土（自然）、地勢、街道、街並みなどの環境に根ざした文化財を対象とします。また、未指定である文化財も対象とします。

### 1. 調査・研究

第1段階は、各文化財の保存・活用の基礎となる調査を個別に行います。

既存資料を整理した上で、木津川市を構成する文化財の整理、通常職務に際しての情報把握によりその内容を充実させ、その文化財がどのような環境におかれて、歴史的な位置付けができるのか評価します。

第2段階は、認知された文化財の保護の緊急性や重要性を把握するための詳細調査を文化財個別に行います。文化財の特性を研究し把握することで、その後の保護の方向性を捉え、報告書等の作成を推進します。

なお、詳細調査は、滅失等の危険性が高い文化財の記録を優先することとし、本市にとって重要な文化財については実態の解明に努めます。

### 2. 整理・共有化

各文化財の調査・研究を踏まえて、文化財台帳の記録整理によりデータベースの構築を図ります。特に重要な文化財は、定期的な実態調査を実施し、文化財指定等へ向けて指定台帳等への記録に応えうる整理を行います。

文化財種別ごとのデータベースにより、今後の登録や指定の措置の枠組みの確保ができます。また、既存の指定・登録文化財については、将来に継承していくため所有者等との協働による市の文化財について情報の共有化を図ります。なお、多種多様な文化財については、市民等の参画による発見とモニター等の導入を検討し、本市の歴史文化の理解と維持保全に努めます。

### 3. 指 定

指定しようとする文化財を前もって選定することで、木津川市文化財保護審議会に対して調査案件の事前周知を図るなど、今後の計画的かつ効率的な文化財指定を目指します。

また、緊急に指定による保護が必要な物件等については、即時に諮問可能な体制が必要であり、諮問機会の増加と連携強化を図ります。多くの文化財を滅失の危機から救うと同時に、どういったものが文化財なのかを市民等に実態としてわかりやすくなります。

#### 4. 保存管理

文化財の保護は、その特性に応じて個々に講じられるものです。文化財保護法や木津川市文化財保護条例の文化財種別の中で整備に取り組み、今後の登録や指定による保護措置の枠組みを確保します。

指定や登録された文化財は、所有者等の同意を得て着実な保護に取り組みつつ、特に土地に帰属するあるいは面的な広がりのある文化財については、保存の方針を専門家や所有者等、周辺住民をはじめとする市民等と協働で作成するなど幅広い方々の意向や創造性を取り込んだ保護を検討します。

指定文化財に限らず全ての文化財は、実態と台帳内容との齟齬を避け、その配置や形態等の変化を具体的に把握するため、所有者や地域と連携協力しながら文化財の価値を維持するための保存（予防・修復・管理計画の策定と実施）を図ります。

また、管理主体が木津川市である史跡や建造物等では地域や団体と連絡調整を行うとともに、各種関連法令等に基づき管理します。

文化財を木津川市の貴重な遺産として、将来にわたって末永く継承していくため、市民等と市の協働によるまちづくりを展望し、多種多様の文化財の特性や現状等を常に市民と共有しておくことが求められます。

#### 5. 整備・活用・修復

指定された文化財は、本市の歴史文化を広く周知するために広報やホームページ、地域の各種団体、小中学校などへの積極的な公開を推進します。当面は府内データベースとして関係各課によるまちづくりへの活用を要請する一方で、所有者等の理解を得ながら将来的な公開を実現します。

国指定史跡等は、本市の歴史文化の理解を深めるために関係機関との連携により必要な環境整備を検討します。

修復が必要な文化財については、国・府・所有者等と調整しながら適切な処置を行います。文化財に関する講演会や展示も市広報誌やホームページ等を活用して広く市内外へ情報発信していきます。

また、地域基盤を形作った身近な文化財でも周知されていないものが多いことから、整備や修復を実施した後は公開に努めます。



椿井大塚山古墳  
つばい おおつかやまこふん



高麗寺跡  
こまでらあと



恭仁宮跡 (山城国分寺跡)  
くにきゅうせき



神雄寺跡  
かみおでらあと



上人ヶ平遺跡 (市坂瓦窯跡)  
じょにんがひらいせき



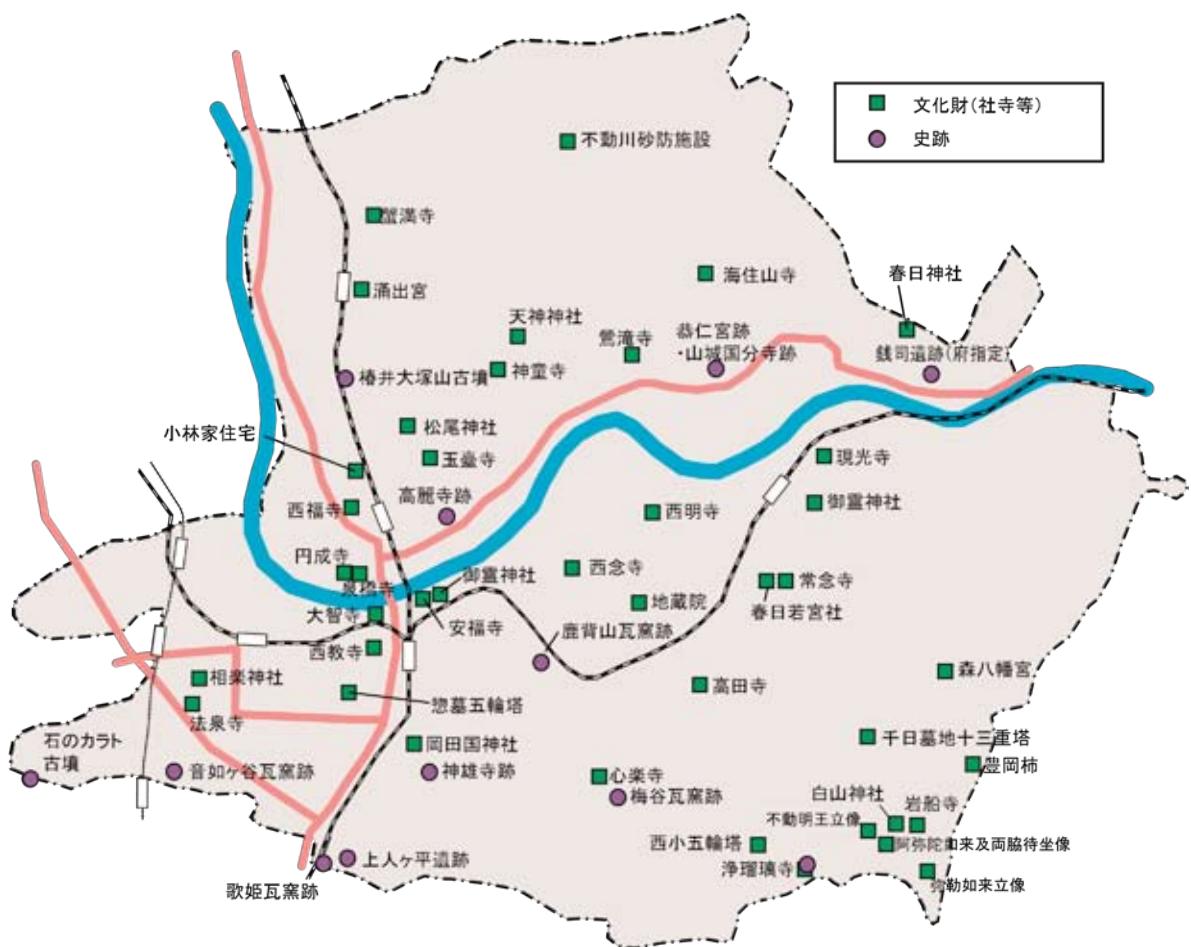
音如ヶ谷瓦窯跡  
おんじょがだにかわらがまあと



石のカラト古墳



淨瑠璃寺庭園  
じょうるりじていえん



## 第3章 木津川市文化財の状況

### 1. 市内の指定文化財

#### 国指定文化財

国宝・重要有形文化財							重要民俗文化財		史跡名勝天然記念物			計
美術工芸品							建造物	無形	有形	史跡	名勝	天然記念物
絵画	彫刻	工芸品	書籍典籍	古文書	考古資料	歴史資料		無形	有形	史跡	名勝	
3	26(3)	1	1	1			19(3)	1		7	1(1)	60(7)

※( )内は、重要文化財内の国宝数及び史跡名勝天然記念物内の特別指定数である。

※史跡数には、2府県にわたるもの2件を含む。

#### 府指定・登録文化財

有形文化財							民俗文化財		史跡名勝天然記念物			計
美術工芸品							建造物	無形	有形	史跡	名勝	天然記念物
絵画	彫刻	工芸品	書籍典籍	古文書	考古資料	歴史資料		無形	有形	史跡	名勝	
2	4	2		1		1	2	1		1		1
1	3	1					8	5	3			21

※府文化財環境保全地区：8ヶ所

※上段が指定文化財数、下段が登録文化財数である。

#### 市指定文化財

有形文化財							民俗文化財		史跡名勝天然記念物			計
美術工芸品							建造物	無形	有形	史跡	名勝	天然記念物
絵画	彫刻	工芸品	書籍典籍	古文書	考古資料	歴史資料		無形	有形	史跡	名勝	
5	10		1	3	3	2	6	1		4	1	36

## 2. 市内の国指定史跡

史跡一覧 (平成27年4月1日現在)

名 称	概要 (面積)	指定年月日	所 在 地	所 有 者
史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)	248,654.09 m <sup>2</sup>	S32.7.1 H19.2.6 H20.7.28 H22.2.22 H27.3.10	加茂町岡崎、河原、例幣	木津川市他
史跡椿井大塚山古墳	15,715.89 m <sup>2</sup>	H12.9.6	山城町椿井三階	木津川市他
史跡高麗寺跡	20,100.50 m <sup>2</sup>	S15.8.30 H22.2.22	山城町上狛高麗寺、森ノ前	木津川市他
史跡奈良山瓦窯跡 ・歌姫瓦窯跡 ・音如ヶ谷瓦窯跡 ・市坂瓦窯跡 ・梅谷瓦窯跡 ・鹿背山瓦窯跡	4,147.45 m <sup>2</sup> 5,096.87 m <sup>2</sup> 21,269.44 m <sup>2</sup> 635.86 m <sup>2</sup> 7,744.24 m <sup>2</sup>	H22.8.5	市坂、奈良市 相楽台7丁目 州見台8丁目 梅美台5丁目 城山台4丁目	木津川市・奈良市 木津川市 木津川市 木津川市 木津川市
史跡石のカラト古墳	4,925.00 m <sup>2</sup>	H8.7.16	兜台2丁目、 奈良市神功1丁目	木津川市・奈良市
史跡神雄寺跡	17,208.52 m <sup>2</sup>	H27.3.10	城山台13丁目	
史跡淨瑠璃寺庭園	11,505.04 m <sup>2</sup>	S40.11.12	加茂町西小札場40	(宗)淨瑠璃寺

### 3. 市内文化財に関する研究の成果

- |                     |      |   |
|---------------------|------|---|
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第1集  | 2008 | 海住山寺遺跡・木津遺跡                               |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第2集  | 2008 | 蟹満寺旧境内・高麗寺跡・<br>恭仁宮跡・海住山寺旧境内・<br>吐師七ツ塚古墳群 |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第3集  | 2008 | 高麗寺跡                                      |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第4集  | 2009 | 高麗寺跡                                      |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第5集  | 2009 | 上狛西遺跡                                     |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第6集  | 2009 | 綺田車谷古墳群・薬師堂古墳・<br>蟹満寺旧境内                  |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第7集  | 2010 | 馬場南遺跡・鹿背山城跡・<br>恭仁宮跡                      |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第8集  | 2010 | 高麗寺跡                                      |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第9集  | 2010 | 上津遺跡                                      |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第10集 | 2010 | 高麗寺跡                                      |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書     | 2011 | 木津遺跡                                      |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第11集 | 2011 | 馬場南遺跡・鹿背山城跡                               |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第12集 | 2012 | 上津遺跡                                      |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第13集 | 2012 | 馬場南遺跡・鹿背山城跡・<br>椿井御靈山古墳                   |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第14集 | 2013 | 鹿背山城跡・恭仁宮跡                                |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第15集 | 2014 | 恭仁宮跡                                      |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第16集 | 2014 | 馬場南遺跡(神雄寺跡)                               |
| ・木津川市埋蔵文化財調査報告書第17集 | 2015 | 鹿背山城跡                                     |

### 4. 普及啓発活動

- ・ふれあい文化講座(年4回)
- ・学研立地企業や市内小中学校、地域への出前授業への説明員派遣
- ・市外からの団体研修や観光客への説明員派遣
- ・市内小中学校教員新規採用者への文化財現地説明
- ・市役所多目的スペースや市内中学校での文化財展示事業
- ・府立木津高校への発掘調査体験授業
- ・発掘調査結果の記者発表および現地説明会開催
- ・史跡恭仁宮跡公有地において花栽培
- ・旧町史など文化財書籍販売

## 第4章 文化財の保存・活用を推進する事業

文化財の保存・活用を進めるために、以下の6項目の基本的な視点からの整理を行います。

1. 文化財調査の充実
2. 文化財保存管理の推進
3. 文化財活用の推進
4. 文化財保護意識の向上
5. 文化財保護環境の整備
6. 文化財保護の未来に向けて

### 1. 文化財調査の充実

#### (1) 文化財基本台帳の整備

木津川市には数多くの貴重な文化財があり、法令により指定、登録文化財や一般に遺跡といわれる周知の埋蔵文化財包蔵地などについては、台帳整備がなされていますがそれ以外については未整備であります。今後、自然災害等により多くの建造物やその中に伝えられてきた未知の文化財が、失われる事が想定されます。どのような歴史が伝えられていたのか、その損失は極めて大きなものであります。

指定・未指定を問わず、地域の文化財を総合的に保護するため、文化財を網羅した基本的な台帳の作成は必要であり、文化財に関する情報を集積する必要があります。

文化財基本台帳は、木津川市の文化財の価値付けの基礎となり、保護の基本となるものであると同時に、文化財の指定・登録への橋渡しともなるものです。

この文化財基本台帳の整備は、本計画の基礎となる重要な施策であると考えます。

#### ◆指定文化財台帳整備事業

明治時代以来の国、府、市指定・登録文化財については、指定、各種変更等届出等、また、文化財巡視（パトロール）等調査により随時状況把握に努めて記録作成を行っていますが、すべての指定等文化財を通じた一貫性のある台帳とはなっていません。これら指定等文化財に関わる一貫性のある台帳を整備し、保存活用に備えます。

#### ◆未指定文化財台帳整備事業

各種調査によって明らかになった文化財をはじめ、すでに知られている文化財や、各種団体によって顕彰、周知されている未指定文化財等について順次台帳を整備します。

## (2) 総合的調査の推進

本市域全体を対象とした調査としては、埋蔵文化財、有形文化財、無形民俗文化財、古文書等について実績がありますが、調査終了後、年数が経過していることから現状把握のため追加調査が必要です。また、一部の民俗文化財や建造物についても調査が実施されてきましたが、市域全体を対象とした悉皆調査や、特定の地域の総合的な調査は実施されていないのが現状です。

文化財の種類、所蔵者、地域等の区分ごとに、未知の資料を発見し、市域に所在する文化財の全体像を総合的に把握するために、悉皆調査を行わなければなりません。

また、このような全市的な調査は、文化財保護行政のみが行いうるではなく、市役所庁内関係部署、専門家、国府の調査・研究機関の協力を仰ぐことはもとより、広く市民に参画を求めてまいります。

## (3) 緊急調査の実施

文化財は、その保護上さまざまな場面で緊急調査が実施されてきました。法令による保護の対象となっている指定等文化財及び埋蔵文化財については、調査にかかる経費負担を含めて法令等の整備が進み、一定の体制のもと調査が実施されてきました。しかし、未指定の文化財については法的基盤が脆弱で、十分な緊急調査を行うことがむずかしい状況にあります。

今後は、未指定文化財に関する調査の方法を研究していく必要があります。

### ◆補助制度を活用した埋蔵文化財緊急調査事業

埋蔵文化財緊急調査事業等の国・府の助成制度を活用して緊急調査に対応していきます。

### ◆緊急調査に対応する未指定文化財基本台帳整備事業

未指定文化財基本台帳の整備を進める中で、緊急に保護が必要なものについて別の台帳を整備し、未指定文化財の保護の基礎とします。

## (4) 文化財の記録

文化財の記録は、地域で守り伝えてきた文化財を後世に継承することを目的としたものです。具体的には、調書作成、スケッチ、画像、通し番号などにより資料の現状を記録します。

文化財は、その所在が知られることによりはじめて認知されますが、調査し記録することにより価値付けが可能となります。

しかし、埋蔵文化財や建造物の保存においては、やむを得ず、現状保存

の代わりの措置として詳細な調査を行い現状記録を取る記録保存が多く、それだけでは、かつて所在した文化財と町や地域との関係が断絶してしまい、そこに文化財が所在したという都市や地域の記憶が失われます。

また、経年的に変化が顕著な天然記念物や建造物等は、定期的な追跡調査や情報更新を視野に入れた記録の方法をとらなければなりません。記録の媒体としては、今後の情報の活用という側面から、電子媒体（文化財管理システム）の活用が一層進むと考えられますが、その保存方法が十分に検討されなければなりません。

さらに、報告書などで記録保存を公開するだけでなく、部分的な保存や元の場所に一定の所在記録をとどめることで、広く文化財の価値を共有することができ、多くの人が文化財保護に携わることにつながるより明示的で活用しやすい形での記録保存についても検討します。

#### ◆文化財資料刊行事業

木津川市文化財資料（埋蔵文化財調査報告書など）を刊行しています。今後も、文化財に関する調査を順次進めながら、まとまりのある調査成果については、木津川市文化財資料として刊行していきます。

#### ◆文化財説明板等整備事業

文化財説明板については、これまで市が所有している指定文化財等、一部分に限って整備を行ってまいりました。今後は関係部局等と連携のうえ、統一的な説明板や標識の設置を検討する等文化財周辺環境の整備を進め、市内外の皆様への広報・啓発に努めます。

#### ◆デジタル化事業

指定文化財を中心とした本市所有・保管文化財のデジタル化を順次行う一方、将来はインターネット等を活用した公開方法を研究します。



説明板整備（狛犬才天社）



埋蔵文化財調査報告書

## 2. 文化財保存管理の推進

文化財は、常に変化します。長い年月を経過する中で劣化、汚損、破損、遷移等が進行していきます。この進行を食い止めるることは困難ですが、それを管理し、抑制しあるいは原状に復することにより文化財の価値を維持しなければなりません。文化財の価値を維持するための措置を保存といいます。保存には3つの方法(ア予防保存、イ修理保存、ウ保存管理計画の策定と実施)があり、それら3者を組み合わせて有効な手立てを講ずる必要があります。

保存措置は、文化財の特性、所有者・管理者の別に応じて最適な方法を選択して実施するものです。国・府・市の助成制度を活用して進めるとともに、所有者・管理者と行政との連絡を絶やさない努力が必要です。

また、未指定文化財の保存については、行政等において研究を行い、実施可能な事業を明確にしていく必要があります。

特に、地震・水害等の天災や予防保存及び修理保存の不備や文化財の不適切な取扱いに起因する人災は、文化財の散逸、滅失の速度を急激に加速するものです。

しかし、適切な保存措置を講じ災害に対する訓練・準備等を十分に行うことで、文化財は災害に対して抵抗力が生まれます。

### (1) 予防保存の推進

予防保存においては、文化財を日常的に管理する姿勢が重要です。具体的には、文化財管理台帳・日誌等の整備、日常点検・巡視の実施と報告があります。また、事故による滅失を未然に防ぐ方法として、各種防災・防犯装置、設備、施設の導入等があります。さらに、害虫等を低減するための措置等が含まれます。

#### ◆文化財巡視（パトロール）事業

市内の個人所有を除く指定文化財の巡回を行うもので、文化財の確認とともに、事務連絡や保護上の相談等所有者とのコミュニケーションを重視します。

#### ◆文化財防火デー合同立入り事業

毎年1月26日の全国文化財防火デーに合わせて、事業期間中に文化財所有者等が実施する文化財防火訓練に参加し、文化財防火意識の向上に努めます。



防火訓練（岩船寺）



防火訓練（海住山寺）

#### ◆木津川市文化財保存整備補助事業

文化財の防災・防犯について、日ごろから文化財所有者・管理者等との連絡を欠かさないよう働きかけるとともに、指定文化財の防災・防犯設備の新設・改修・点検については助成を行ってまいります。

#### （2）修理保存の推進

毀損した文化財については、早期の修理保存を行うことにより、文化財としての価値の損失を最小限にとどめることができます。ただし、修理保存には多くの経費と時間を要するが多く、それをできるだけ低減することが求められます。

修理保存が必要となった文化財については、国や府の文化財等専門家の指導を仰ぎながら慎重に修理を実施します。修理には、現状保存修理、原状保存修理、復元修理等の方法があり、時期や文化財の種類によって適切な方法を選択します。なお、修理保存には多くの経費と時間を要するため、可能なものについては、事前に長期的な修理計画を立案します。

#### ◆文化財補助事業

毀損した文化財の修理保存について、助成と助言を行います。なお、助成により修理を実施したものについては、公開等活用を促進します。また、国・府指定文化財の修理については、補助事業への採択を国・府に対して強く働きかけます。

#### ◆指定文化財台帳整備事業

修理、公開、移動等の履歴を管理し、適切な時期に修理保存を行えるよう指定文化財台帳整備に着手します。



文化庁・京都府修理保存視察（左：現光寺 右：淨瑠璃寺）

### （3）保存管理計画の実施

文化財のうち、史跡のように規模が大きく野外に存するものは、自然環境の影響を直接受けるため、雑草の繁茂や壁面・斜面の崩壊、土砂のたい積、雨水の流入等、常に保存環境が変化します。また、天然記念物は、そのものが成長、遷移等により変化します。常に変化するこれら記念物については、収蔵庫等に保管される美術工芸品等の文化財とは異なる保存方法を考えなければなりません。

記念物の保護措置を短期間に実施できるものは多くありません。長期間にわたって所有者等が実施する日常的な管理と、定期的・対処的に行う修理を効果的に組み合わせて実施する必要があります。また、修理は、その都度適切な方法により適切な時期に行います。

記念物の管理は個々の文化財ごとに適切な保存管理計画を策定し、それに沿って実施することが望ましいものです。保存管理計画は所有者等が作成しますが、行政は、専門家の助言を得ながらそれに積極的に関わっていきます。遷移等それ自体が有する特性により常に変化する天然記念物については、現状調査に基づいた目標の設定、計画に基づいた維持管理を実施、指導します。

#### ◆保存管理計画策定事業

記念物については、指定された一部を除き保存管理計画が策定されていません。史跡及び名勝、天然記念物について、保存管理計画の策定の働きかけ、助言を行います。

#### ◆指定文化財台帳整備事業（再掲）

#### (4) 災害対応力の強化

大規模災害に対して、文化財は総じて脆弱ぜいじやくです。指定文化財等法令により保護対象となる文化財については、これまで述べた保存、管理の実施により大規模災害に対応することになります。

災害には、被害・損害の把握・調査・報告の迅速な対応が必要であり、日常の管理計画や保存管理計画の中に調査項目や連絡網等を具体的に盛り込むことにより、所有者・管理者・行政等関係者がそれを共有することができます。大震災において得られた最大の教訓は、未知の文化財が未調査のまま失われることはいかに文化的・社会的損失が膨大か、ということでした。

埋蔵文化財は周知の埋蔵文化財包蔵地という考え方のもと記録保存等により一定の保護が図られています。また、歴史的建造物や在家古文書の一部は、関係団体や町史編さん事業後の目録等により保護が行なわれました。さらに、多数の民俗文化財は片付けられ廃棄される前に保管庫等に収蔵され、今では貴重な民俗文化財となっています。

文化財防災の基礎となる文化財台帳の整備においては、行政だけでなく、市民、専門家とともに全市域を網羅できる台帳整備を目指します。

大規模災害においては、文化財の保護は、所有者・管理者・行政だけでは十分に対応することができません。市民、専門家、大学等研究機関とも大規模災害を見据えた協力関係を築くことが肝要であり、木津川市地域防災計画に基づき文化財の被害想定、文化財の防災、破壊された文化財の復旧等災害と文化財についての研究を進め、大規模災害に備えます。

#### ◆文化財防災台帳整備事業

未知・未調査の文化財を調査し、記録して台帳に掲載し、文化財としての価値付けの第一歩とする事業です。市内に散在する膨大な文化財は、行政や専門家だけでは到底まかないきれません。地域とともにそれを調査することで新たな文化財が発見されること、それ以上に文化財調査・保護に多くの人びとが関わることで、災害時に無意識に失われることを防ぐことができます。

#### ◆文化財防災設備整備事業

万一の災害に際して的確な対応ができるよう防災設備の設置を推進するとともに、既設の箇所には日常的な点検及び不良箇所の修理等について指導助言も行います。また、美術工芸品については、盗難や火災、地震による倒立などを未然に防止する必要があります。大規模災害に際しては、文化財保管施設が被災する可能性があることから、被災した文化財を一時的に保管する場所の連携や協力に関する文化財避難計画について調査、検討を行う必要があります。

### 3. 文化財活用の推進

#### (1) 文化財活用の目的

文化財を保存し、永く未来に伝えることは文化財保護の第一の目的であることは、これまで述べてきたとおりです。そのうえで、文化財個々の状況に応じて活用を図らなければなりません。

文化財を、活用することが他の文化財の保存への関心を呼び起こしたり、一定区域の文化財を対象とした総合的な活用事業が個々の文化財の保存に目を向ける機会となったりする場合があります。社寺に所在する建造物や美術工芸品（彫刻）などのように、保存されながら活用されているのが良い例です。また、指定文化財の保存修理に際して関係者が集い会合を重ねることで、新しい人のつながりが生まれ、そのことが文化財の保存はもとより地域の活性化につながることなどは、まさに、文化財の保存と活用といえるでしょう。文化財保護の目的は、文化財をめぐる市民文化の向上に資することですから、文化財保護の両輪として文化財の保存と活用は、目指す方向は違ってもその目的は同じです。文化財の活用の目的は、人々が文化財に関わることによってきずなが生まれ、文化財を大切にする心が育まれ、豊かな市民生活が営まれることに資することです。

#### ◆文化財啓発事業

文化財を大切にする心を育むため、文化財保護事業を実施するにあたっては、指定文化財だけでなく、未指定文化財の啓発や活用の意識を念頭において事業を実施し、あらゆる側面で意識の啓発を行います。学校教育において、出前授業や教職員研修事業への講師派遣等により意識的に文化財の保存と活用を学習する機会の拡充を検討します。

また、京都府立山城郷土資料館や公開可能な史跡での学習機会の増大を進めます。

#### (2) 文化財の多様な活用

文化財の活用において最も基本となるのは、文化財情報の公開です。文化財の所在情報は市民が、文化財を活用するための基本情報であると同時に、保存のための重要な情報です。適切で利用しやすい形で市民に公開されることが求められます。

活用としては、一般的な調査研究報告書や文化財・歴史案内書（パンフレット）の刊行、展示、現地公開、説明会、講座、講演会の開催等があります。また、学校教育、社会教育において地域を学び、郷土を大切にする心をはぐくむ教材として利用できることから、各種団体や小中学校と連携した事業を継続します。これに加えて、他の分野と協働して事業に当たるなかで文化財を活用することを重視します。すなわち、都市計画行政、環境行政、観光商工行政、種々の媒体による広報行政等の分野への積極的な

情報提供と働きかけやそれに関連する民間事業への協力です。

また、市民の参画と協働を推進する場合、文化財の活用は有効な手段となります。市民が地域において事業を実施するとき、そこに地域性・歴史性を求めれば、住民、地域のアイデンティティである地域の文化財にたどりつくはずです。このことを市民に周知することは、これまでほとんど行われてきませんでしたが、比較的容易に実施することができる活用の方策でもあります。さらに、一歩進んで、市民が自らの地域史・自然史を記述しようとするとき、地域の文化財が十分に活用されることになります。

#### ◆文化財整理保管センター分室公開事業

文化財整理保管センター分室では、展示やDVDを放映することなどを通じて、文化財の保存と活用の役割を担っていきます。

#### ◆指定文化財公開事業

整備や保存修理などを契機として、あるいは、恒例事業として指定文化財の公開を促進する事業を実施することで、文化財の所在が地域に周知され、それが新たな活用を生みだしたり、地域のアイデンティティ形成の助けとなったりすることを期待します。

#### ◆テレビ・ラジオ番組制作への積極的な参加

文化財等メディアへの企画・制作への参加を通して、より幅広い層への文化財の保存・活用意識の浸透を図ってまいります。今後もそれら番組制作等への協力を一層進めます。また、その他のマスメディア等の取材・利用にも積極的に応えます。

#### ◆文化財展示事業

市役所1階住民活動スペースや小中学校を活用した文化財展示を行ってまいります。



市役所展示



小中学校展示

#### ◆文化財パンフレット刊行事業

市内文化財の実態解明の進捗にあわせてパンフレットを刊行します。

また、小中学生でも利用しやすい市内文化財をコンパクトにまとめた小冊子も刊行していきます。



文化財パンフレット

◆関連事業への協力

市が進める関連事業への情報提供や助言あるいは共同開催等を通じて、多くの人びとが関わる文化財の幅広い活用を図ります。

(3) 整備事業の推進

史跡の整備は、地下に埋もれた遺跡を保存しながら、その価値を理解するために必要な活用であります。整備することによって見学者への利便性を高め、利用を促進することができます。本市には国指定史跡が、7箇所ありますが、淨瑠璃寺庭園を除いた6箇所の管理や公有化については、管理団体である木津川市が行います。しかし、公有化の進捗に伴い、増加する維持管理費用の負担や公有地に関する周辺地域からの活用要望が挙がっています。

また、史跡整備が完了した石のカラト古墳と奈良山瓦窯跡の一部および整備途中の高麗寺跡を除いて、他の史跡は整備に向けた検討が必要です。

史跡には、地域づくりや歴史を学ぶ場としての整備・活用はもちろん、地域の商業・観光資源として活かすことのできる環境整備が求められています。公園としての利便性と遺跡保存との両立や周辺地域との調和を図り、遺構の調査と整備・活用を推進します。遺構復元の他、遺構の位置を示す表面表示や解説板の設置が必要です。歴史性と観光・地域資源としての位置付けを踏まえ、周辺住民との共存のあり方や地域づくりへの活用について、関係者と協議を進め、整備を検討します。

- ◆史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の公有化を進めるとともに、市民の憩いの場、観光スポット・歴史学習の場としての環境整備を進めます。
- ◆加茂町当尾地域の緑豊かな環境のもと、淨瑠璃寺・岩船寺・石仏群等を活かした歴史学習や散策コースといったレクリエーション空間として、環境整備を進めます。
- ◆史跡高麗寺跡の整備と史跡椿井大塚山古墳の環境整備を進め、歴史ただよう文化遺産の保全を図ります。
- ◆史跡奈良山瓦窯跡の保全と史跡神雄寺跡の公有化と保全を図り、周辺との

調和のとれた環境整備を進めます。  
◆鹿背山城跡については、国史跡指定に向けた取組を進めます。



恭仁宮跡花栽培



高麗寺跡史跡整備委員会

#### (4) 総合的な保存と活用

本市は、地域ごとに特色ある自然・歴史・民俗を背景にした文化財が多く伝わっています。そのような文化財の新たな枠組みを生かす保存と活用が求められています。

地域・種類等の特色を生かし、調査によって一定のまとまりを持った文化財群を歴史資料として一体的にとらえ、総合的に保存、活用する方策を検討します。

#### ◆地域文化財活用拠点事業

本市は、特色ある地域（木津町・加茂町・山城町）が合わさって一つの市域を形成しています。その地域のいくつかには、文化財の保存活用に関する事業の実施可能な団体等があります。市では、それら団体等に補助金を交付し、行政だけでは行き届かない細やかな地域の文化財の保護拠点づくりを試行します。

### 4 文化財保護意識の向上

#### (1) 文化財に関わる人々との連携と協力

文化財に関わる人々には、所有者、管理者、学校、地域、各種団体等があります。今後は、文化財の保存と活用のため意識的・積極的にそれらの人々と関わっていくことにより、連携・協力を進めることが求められます。

文化財保護の主体は所有者・管理者です。所有者・管理者は、日常的、定期的に文化財に接するので、巡視、点検等による予防保存の最も重要な担い手です。一方、市教育委員会は、所有者等の文化財保護業務に対し適切な助言、支援を行います。また、文化財の毀損等が発生したときや文化財の活用の相談が必要なとき、所有者等が連絡しやすく相談しやすい環境をつくり、所有者等とともに文化財を保護するという関係の構築を目指します。学校や地域においては、さまざまな場面で文化財が活用されます。教室や校外学習、

学校やPTA活動、地域活動等において歴史、文化、自然を扱う場面では、市教育委員会は専門的な立場から文化財に関する正確で迅速な情報の提供や活用の支援を行ってきました。今後は、それを一層推進することはもちろんですが、学校や地域の活動において、より明示的に文化財を活用し、日常の活動に文化財が役立つことを周知していきます。人々に地域の文化財が常に意識され地域の話題となることで、あらたな保存、活用法を模索することができます。

また、学校教育との連携においては、学習事業や学校教育現場への情報提供を推進します。

◆文化財巡視（パトロール）事業（再掲）

◆保存管理計画策定事業（再掲）

◆親と子の郷土史講座事業

京都府立山城郷土資料館において、「夏休みこども体験教室」や「わかりやすい文化財セミナー」を実施しています。講座での講義のほか、文化財の現地見学会等、文化財や地域史を題材にした実習等により、学校では味わえない郷土史学習会等を催しています。

◆歴史愛好グループ連携講座事業

興福寺、木津の文化財と緑を守る会との共催で「木津川市ふれあい文化講座」を開催しています。今後もこのような協働講座を継続します。



木津川市ふれあい文化講座

## 5 文化財保護環境の整備

### （1）文化財保護体制の整備

今後、本市における文化財の保護業務はこれまで以上に広範囲にわたると考えられます。また、市民生活と密着したものとして保存・活用事業が実施されることになることから、学芸員等専門職員の配置や組織体制の充実を図るとともに市長部局の企画、財政、観光、道路関係部局との密接な連携が一層重要になってきます。

◆文化財保護体制の整備

文化財の分野ごとの専門職と全体を見渡した施策を推進する人員の適切な配置等が求められる中で、文化財保護体制の構築を進めていきます。

## (2) 文化財保護に向けた市民との協働

文化財の保存と活用の推進には市民の力が必要です。今日の文化財の保存と活用には、「文化財に関わる人々との連携と協力」のような文化財保護意識の向上という側面だけでなく、文化財の調査、保存、活用すべての面において活動する市民との協働が欠かせません。

市内には、文化財愛護団体等が発足しています。月例会や活動報告会、成果を活かした歴史ハイキング、報告書刊行等活用事業のほか、古文書の読解・整理事業にも活動範囲を広げています。今後、自主活動の拡大に向けて市と連携しながら、さらなる飛躍を目指します。市民と行政との協働は、文化財の調査にとどまりません。予防保存に重要な役割を果たす文化財巡視（パトロール）や地域の文化財を紹介するガイド等、文化財の保存と活用の幅を広げる多様な協働を検討します。

### ◆地域文化財活用拠点事業（再掲）

## (3) 文化財保護拠点の整備

文化財の保存と活用は、これまで文化財保護法等、法の体系に沿って、市教育委員会を中心とした行政事務の一環として行われてきました。今後もその骨格を維持しながら、「総合的な保存と活用」のように、地域の歴史文化を構成する文化財群、景観のようなまとまりによる保護が必要です。そのための、専門的立場に立って施策を立案し事業を実施することができる文化財保護行政体制の整備は必要です。

しかしながら、文化財保護にかかる行政の人的、物的資源には限りがあります。一方、地域の文化財は地域で保護することにより、地域での活用がまた可能となります。今日まで、地域の文化財を伝えてきた地域住民が、容易に参加でき文化財を学習し、保存し、活用する、いわば、地域の文化財を守る拠点づくりのような考え方を、これから文化財保護行政の中に位置付けていきます。地域に住む人々が、これまで受け継いだ地域の文化財を再発見し、学習し、次世代に伝えていくことが、従来の指定文化財保護にみられる一点ごとの文化財の保護という枠を越える、総合的な文化財の保存と活用につながります。

### ◆地域文化財活用拠点事業（再掲）

## 6 文化財保護の未来に向けて

文化財の保護は、これまで述べた文化財保護行政の外側にも大きく関わっています。ここでは、今後の文化財保護が関わるべき種々の側面について簡潔に取り上げます。

### (1) 文化財と社会政策

文化財保護行政は、ともすれば、専門的な側面を重視する余り、知らず知らずのうちに自らをその枠組みに押し込んでしまうことがあったかもしれません。

文化財は、独り教育のみに資するのではなく、広く社会の中で活用されることでより広く認知され、新しい保存と活用の側面が見いだされます。文化財は、市民が心豊かな生活を送る上で欠くことができない大きな要素です。文化財に常に親しみ、楽しむ環境が整えられることによって、一層の愛情をもって文化財を守り伝えることができます。そのためには、文化財を保存・管理・展示する施設の建設が望まれます。

#### ◆文化財保護審議会事業

本市では、教育委員会の諮問機関として文化財保護審議会を設置し、以来、専門家による文化財保護の指導・助言等を受け、市内の文化財の保存と活用に資してきました。今後も、文化財調査、未指定文化財の市指定のほか、幅広い文化財の保存と活用を推進します。

### (2) 文化財と人・地域のきずな

芸術・文化の振興は、市政の重要な側面の一つであり、地域文化振興の基礎となる地域のアイデンティティは、長い時間をかけて培われ伝えられた歴史、文化財に存在するものです。

市民ひとりひとりが文化財を大切にすることはもちろんですが、文化財の保存事業、活用事業の実施を通してさまざまな地域、団体の交流が生まれます。文化財を仲立ちとした人々の交流は、人・地域のきずなづくりに大きな役割を果たすものです。地域で育まれた文化財は、地域文化振興の核となるものです。市民が、文化財の保護に深く関わることは、わたしたちのまち木津川市をより深く愛し、木津川市に誇りをもって住み続けることにつながります。

#### ◆地域文化財活用拠点事業（再掲）

## 木津川市内所在指定文化財等一覧

## 資料

指定区分及び名称			分類	概要	時代	指定年月日	所在地	所有者・保持者
1	国宝	淨瑠璃寺三重塔（九体寺三重塔）	建造物	一基、三間三重塔 婆、檜皮葺	平安時代後期	昭和30年12月28日	木津川市加茂町西小札場40	宗教法人 淨瑠璃寺
1	国宝	淨瑠璃寺本堂（九体寺本堂）	建造物	一棟、桁行十一間、梁行四間、一重、寄棟造、向拝四間、本瓦葺	嘉祥2(1107)年	昭和30年12月28日	木津川市加茂町西小札場40	宗教法人 淨瑠璃寺
1	国宝	海住山寺五重塔	建造物	一基、三間五重塔 婆、本瓦葺、初重 もこし付	建保2(1214)年	明治31年12月28日	木津川市加茂町例幣海住山20	宗教法人 海住山寺
1	国宝	銅造釈迦如來坐像	彫刻	一軀、 像高250.4cm	奈良時代	明治30年12月28日	木津川市山城町綺田浜36	宗教法人 蟹満寺
1	国宝	木造阿彌陀如來坐像	彫刻	九軀、中尊：像高 224cm・他：像高 138～145cm	平安時代	明治34年8月2日	木津川市加茂町西小札場40	宗教法人 淨瑠璃寺
1	国宝	木造四天王立像	彫刻	四軀、像高169～ 167cm	平安時代	明治34年3月27日	増長天・持國天：寺 広目天：東京国立博物 館勧告 多聞天：京都国立博物 館勧告	宗教法人 淨瑠璃寺
2	特 名	淨瑠璃寺庭園	特別名勝	11,505.04m <sup>2</sup>		昭和60年1月18日	木津川市加茂町西小札場40	宗教法人 淨瑠璃寺
3	重 文	五輪塔	建造物	一基、石造、総高 3.47m	正応5(1292)年	昭和32年2月19日	木津川市木津清水	木津川市
3	重 文	五輪塔	建造物	二基、石造	鎌倉時代後期	昭和31年6月28日	木津川市加茂町西小 長尾共同墓地	木津川市
3	重 文	相楽神社本殿	建造物	一棟、三間社流 造、檜皮葺	室町時代前期	明治44年4月17日	木津川市相楽清水1	宗教法人 相楽神社
3	重 文	海住山寺文殊堂	建造物	一棟、一重、寄棟 造、銅板葺	鎌倉時代前期	明治34年3月27日	木津川市加茂町例幣海住山20	宗教法人 海住山寺
3	重 文	岩船寺三重塔	建造物	一基、三間三重塔 婆、本瓦葺	嘉吉2(1442)年	明治32年4月5日	木津川市加茂町岩船上ノ門43	宗教法人 岩船寺

3	重文	岩船寺十三重塔	建造物	一基、石造	鎌倉時代後期	昭和27年 11月22日	木津川市加茂町岩船上ノ門43	宗教法人 岩船寺
3	重文	岩船寺石室	建造物	一棟、石造仏龕	応長2(1312)年	昭和27年 11月22日	木津川市加茂町岩船上ノ門43	宗教法人 岩船寺
3	重文	岩船寺五輪塔	建造物	一基、石造	鎌倉時代後期	昭和27年 11月22日	木津川市加茂町岩船上ノ門43	宗教法人 岩船寺
3	重文	御靈神社本殿	建造物	一棟、三間社流造、檜皮葺	室町時代前期	大正10年4月30日	木津川市加茂町兎並寺山41	宗教法人 御靈神社
3	重文	松尾神社本殿	建造物	一棟、一間社春日造、檜皮葺	文化5(1808)年 移転	大正2年4月14日	木津川市山城町椿井松尾41	宗教法人 松尾神社
3	重文	神童寺本堂	建造物	一棟、桁行三間、梁間四間、一重、寄棟造、正面一間通りすがる破風付葺きおろし、本瓦葺	応永13(1406)年	大正12年3月28日	木津川市山城町神童子不晴谷112	宗教法人 神童寺
3	重文	泉橋寺五輪塔	建造物	一基、石造、高さ2.36m	室町時代	昭和32年2月19日	木津川市山城町上猶西下55	宗教法人 泉橋寺
3	重文	天神社十三重塔	建造物	一基、石造	建治3(1277)年	昭和32年2月19日	木津川市山城町神童子不晴谷177	宗教法人 天神神社
3	重文	白山神社本殿	建造物	一基、一間社春日造、檜皮葺	嘉吉2(1442)年 頃	昭和28年3月31日	木津川市加茂町岩船上ノ門94	宗教法人 白山神社
3	重文	小林家住宅主屋	建造物	一棟切妻造、茅葺	寛文5(1665)年	平成15年 12月25日	木津川市山城町上猶東林1-1	個人
3	重文	十三重塔	建造物	一基、石造	永仁6(1298)年	昭和12年7月29日	木津川市加茂町辻三田25-1	千日墓地 管理組合
3	重文	絹本着色法華経曼荼羅図	絵画	一幅、縦147.5×横133.4cm	鎌倉時代初期	明治42年4月5日	京都国立博物館承認	宗教法人 海住山寺
3	重文	絹本着色仏涅槃図	絵画	一幅	鎌倉時代	昭和52年6月11日	木津川市加茂町里小田22	宗教法人 常念寺
3	重文	三重塔初重壁 画十六羅漢像	絵画	十六面、板絵著色	平安時代	昭和52年6月11日	木津川市加茂町西小札場40	宗教法人 淨瑠璃寺
3	重文	石燈籠	工芸品	二基	一基：貞治5(1366)年 一基：南北朝時代	昭和38年2月14日	木津川市加茂町西小札場40	宗教法人 淨瑠璃寺
3	重文	海住山寺文書	古文書	24通・16巻	鎌倉～室町時代	昭和47年5月30日	京都国立博物館寄託	宗教法人 海住山寺

3	重文	淨瑠璃寺流記	書籍典籍	一冊、縦29.3×横21.5cm、附 淨瑠璃寺縁起一卷	南北朝時代	平成4年6月22日	木津川市加茂町西小札場40	宗教法人 淨瑠璃寺
3	重文	木造文殊菩薩坐像	彫刻	一躯、像高65.2cm	鎌倉時代	大正2年4月14日	木津川市木津雲村42-1	宗教法人 大智寺
3	重文	木造十一面觀音立像	彫刻	一躯、像高109.1cm	平安時代	明治42年4月5日	木津川市木津雲村42-1	宗教法人 大智寺
3	重文	木造愛染明王坐像	彫刻	一躯、像高64cm	平安時代	大正2年4月14日	木津川市山城町神童子不晴谷112	宗教法人 神童寺
3	重文	木造不動明王立像	彫刻	一躯、像高162cm	平安時代	大正2年4月14日	木津川市山城町神童子不晴谷112	宗教法人 神童寺
3	重文	木造阿彌陀如來坐像	彫刻	一躯、像高136cm	平安時代	大正2年4月14日	木津川市山城町神童子不晴谷112	宗教法人 神童寺
3	重文	木造毘沙門天立像	彫刻	一躯、像高124cm	平安時代	大正2年4月14日	木津川市山城町神童子不晴谷112	宗教法人 神童寺
3	重文	木造日光月光菩薩立像	彫刻	二躯、日光：像高162cm、月光：像高171cm	平安時代	大正2年4月14日	木津川市山城町神童子不晴谷112	宗教法人 神童寺
3	重文	木造伎樂面	彫刻	一面、縦32.4cm	建久7(1196)年	大正2年4月14日	奈良国立博物館寄託	宗教法人 神童寺
3	重文	木造十一面觀音立像	彫刻	一躯、像高86.0cm	平安時代	明治42年4月5日	木津川市相樂才ノ神43	宗教法人 法泉寺
3	重文	木造十一面觀音菩薩坐像	彫刻	一躯、像高73cm	鎌倉時代	大正2年4月14日	木津川市加茂町北山ノ上9	宗教法人 現光寺
3	重文	木造藥師如來坐像	彫刻	一躯、像高86.2cm	平安時代	昭和49年6月8日	木津川市加茂町高田奥畑54	宗教法人 高田寺
3	重文	木造藥師如來坐像	彫刻	一躯、像高86cm	永承2(1047)年	明治34年8月2日	木津川市加茂町大野大野27	宗教法人 西明寺
3	重文	木造十一面觀音菩薩立像	彫刻	一躯、像高167.7cm、一木造	平安時代(10世紀)	明治42年4月5日	木津川市加茂町例幣海住山20	宗教法人 海住山寺
3	重文	木造十一面觀音菩薩立像	彫刻	一躯、像高45.5cm、檀像、一木像	9世紀末葉～10世紀初頭	明治42年4月5日	奈良国立博物館勧告	宗教法人 海住山寺
3	重文	木造四天王立像	彫刻	四躯、像高35.8cm	鎌倉時代	平成9年6月30日	奈良国立博物館寄託	宗教法人 海住山寺
3	重文	木造阿彌陀如來坐像	彫刻	一躯、像高284.0cm	天慶9(946)年	明治43年8月29日	木津川市加茂町岩船上ノ門43	宗教法人 岩船寺

3	重文	厨子入木造普賢菩薩像	彫刻	一 軀 、 像 高 39.0cm 、 象 高 25.0cm	平安時代	明治43年8月29日	木津川市加茂町岩船上ノ門43	宗教法人 岩船寺
3	重文	厨子入木造吉祥天立像	彫刻	一 軀 、 像 高 90.0cm、附指定 吉祥天摺仏五十 九枚・革製厨子金 具形残欠八片	建暦2(1212)年	明治30年 12月18日	木津川市加茂町西小札 場40	宗教法人 淨瑠璃寺
3	重文	木造馬頭觀音立像	彫刻	一 軀 、 像 高 160.3cm	仁治2(1241)年	明治34年8月2日	奈良国立博物館勧告	宗教法人 淨瑠璃寺
3	重文	木造地藏菩薩立像	彫刻	一 軀 、 像 高 157.6cm	平安時代	明治34年8月2日	木津川市加茂町西小札 場40	宗教法人 淨瑠璃寺
3	重文	木造藥師如來坐像	彫刻	一軀、像高85.7cm	平安時代	明治37年2月18日	木津川市加茂町西小札 場40	宗教法人 淨瑠璃寺
3	重文	木造地藏菩薩立像	彫刻	一軀、像高96cm	平安時代	明治37年2月18日	東京国立博物館勧告	宗教法人 淨瑠璃寺
3	重文	木造不動明王及二童子立像	彫刻	三軀、明王：像高 99.5cm、衿羯羅童 子：50.7cm、制多 迦童子：52.3cm	応長元(1311)年	明治43年4月20日	木津川市加茂町西小札 場40	宗教法人 淨瑠璃寺
4	国史	高麗寺跡	史跡	20, 100. 50m <sup>2</sup>	飛鳥時代	昭和15年8月30日 平成22年2月22日	木津川市山城町上狹 高麗寺・森ノ前	木津川市 他
4	国史	恭仁宮跡（山城國分寺跡）	史跡	248, 654. 09m <sup>2</sup>	奈良時代	昭和32年7月1日 平成19年2月6日 平成20年7月28日 平成22年2月22日 平成27年3月10日	木津川市加茂町岡崎・ 河原・例幣	木津川市 他
4	国史	椿井大塚山古墳	史跡	15, 715. 89 m <sup>2</sup> , 前 方後円墳	古墳時代	平成12年9月6日	木津川市山城町椿井三 階	木津川市 他

4	国史	奈良山瓦窯跡 歌姫瓦窯跡 音如ヶ谷瓦窯跡 市坂瓦窯跡 梅谷瓦窯跡 鹿背山瓦窯跡	史跡	歌姫瓦窯跡 4, 147. 45m <sup>2</sup> 六基 音如ヶ谷瓦窯跡 5, 096. 87m <sup>2</sup> 四基 市坂瓦窯跡 21, 269. 44m <sup>2</sup> 八基 梅谷瓦窯跡 635. 86m <sup>2</sup> 八基 鹿背山瓦窯跡 7, 744. 24 二基	奈良時代	平成22年8月5日	歌姫瓦窯跡 木津川市市坂・奈良市歌姫町音如ヶ谷瓦窯跡 木津川市相楽台7丁目 市坂瓦窯跡 木津川市見台8丁目 梅谷瓦窯跡 木津川市梅美台5丁目 鹿背山瓦窯跡 木津川市城山台4丁目	奈良市・木津川市
4	国史	石のカラト古墳	史跡	4, 925m <sup>2</sup> 、上円下方墳	奈良時代	平成8年7月16日	木津川市兜台2丁目 ・奈良市神功1丁目	奈良市・木津川市
4	国史	浄瑠璃寺庭園	史跡	11, 505. 04m <sup>2</sup>		昭和40年11月12日	木津川市加茂町西小札場40	宗教法人浄瑠璃寺
4	国史	神雄寺跡	史跡	17, 208. 52m <sup>2</sup>	奈良時代～	平成27年3月10日	木津川市城山台13丁目	木津川市他
5	国民	涌出宮の宮座行事	無形民俗文化財			昭和61年1月14日	木津川市山城町平尾・綺田	涌出宮宮座行事保存会
6	府史	錢司遺跡	史跡	418m <sup>2</sup>	奈良時代	昭和59年4月14日	木津川市加茂町錢司金鑄山23-1	個人
6	府史	当尾の豊岡柿念物	天然記念物	楠原家のカキ		平成2年4月17日	木津川市加茂町大畠柘榴谷	
6	府指	小林家住宅長屋門・土蔵	建造物	二棟	享保6(1721)	平成4年4月14日	木津川市山城町上狛東林1-1	個人
6	府指	不動川砂防施設	建造物	一構、石積堰堤8基	明治時代	平成9年3月14日	木津川市山城町平尾	
6	府指	絹本著色釈迦三尊十六羅漢図	絵画	三幅、附 三千仏図	建武4～5(1337～1338)年	昭和61年4月15日	奈良国立博物館寄託	宗教法人海住山寺
6	府指	絹本著色春日宮曼荼羅十六善神図	絵画	一幅	鎌倉時代	平成14年3月26日	京都国立博物館寄託	宗教法人海住山寺
6	府指	木造扁額「海住山寺」	工芸品	二面	一面：承元2(1208)年 一面：鎌倉時代	平成4年4月14日	奈良国立博物館寄託	宗教法人海住山寺

6	府指	梵鐘	工芸品	一口	正嘉元(1257)年	昭和58年4月15日	奈良国立博物館寄託	宗教法人海住山寺
6	府指	当尾磨崖仏	彫刻	五躯、阿弥陀如来及両脇侍坐像・弥勒如来立像・不動明王立像	阿:永仁7(1299)年、弥:文永11(1274)年、地:弘安10(1287)年	昭和60年5月15日	木津川市加茂町岩船	岩船区
6	府指	木造四天王立像	彫刻	四躯	正応6(1293)年	昭和60年5月15日	木津川市加茂町岩船上ノ門43	宗教法人岩船寺
6	府指	木造薬師如来坐像	彫刻	一躯、像高50.7cm	平安時代	昭和58年4月15日	木津川市鹿背山鹿曲田65	宗教法人西念寺
6	府指	当尾磨崖仏	彫刻	二躯、不動明王立像・毘沙門天立像	不:正中3(1326)年、毘:鎌倉時代	昭和63年4月15日	木津川市加茂町森陀羅尼田1	宗教法人八幡宮
6	府指	曳覆曼荼羅版木	歴史資料	二枚	永和元(1375)年	平成17年3月18日	木津川市加茂町大野大野27	宗教法人西明寺
6	府指	狛文書	古文書	二十五点	室町～江戸時代	平成24年3月23日	木津川市山城町上狛東林1-1	個人
7	府登	大智寺	建造物	本堂・庫裏・鐘楼・表門	本:寛文9(1669)他:江戸時代	平成10年3月13日	木津川市木津雲村42-1	宗教法人大智寺
7	府登	岡田国神社	建造物	五棟、本殿・拝殿・舞台・南北氏子詰所	本:安永3(1774)拝:元和6(1620)舞:江戸時代氏:明治時代	昭和63年4月15日	木津川市木津大谷1	宗教法人岡田国神社
7	府登	相楽神社末社若宮神社本殿	建造物	一間社春日造、檜皮葺	室町時代後期	昭和60年5月15日	木津川市相楽清水1	宗教法人相楽神社
7	府登	春日神社本殿	建造物	一間社春日造、檜皮葺(銅板葺復)	弘化2(1845)年	平成18年3月17日	木津川市加茂町錢司宮小谷36-4	宗教法人春日神社
7	府登	松尾神社	建造物	拝殿・御靈神社本殿・表門	拝:慶長12(1607)御:江戸時代表:元和3(1617)	昭和58年4月15日	木津川市山城町椿井松尾41	宗教法人松尾神社
7	府登	天神神社本殿	建造物	一重、切妻造、銅板葺	室町時代	昭和58年4月15日	木津川市山城町神童子不晴谷177	宗教法人天神神社
7	府登	白山神社摂社春日神社本殿	建造物	一間社春日造、檜皮葺	江戸時代中期	昭和62年4月15日	木津川市加茂町岩船上ノ門94	宗教法人白山神社
7	府登	和伎座天乃夫岐壳神社本殿	建造物		元禄5(1692)年	昭和58年4月15日	木津川市山城町平尾里屋敷54	宗教法人和伎座天乃夫岐壳神社

7	府登	紙本著色狛秀 綱像	絵画	一幅	桃山時代	昭和62年4 月15日	木津川市山城町上狛良 町3	宗教法人 西福寺
7	府登	絵仏供	工芸品	十一個	室町時代～近代	昭和63年4 月15日	木津川市加茂町西小札 場40	宗教法人 浄瑠璃寺
7	府登	木造日光・月 光菩薩立像	彫刻	二躯	室町時代(永正11 年)	昭和62年4 月15日	木津川市鹿背山鹿曲田 65	宗教法人 西念寺
7	府登	木造十王坐 像・木造俱生 神半跏像・木 造奪衣婆坐像	彫刻	十:十躯、俱:二 躯、奪:一躯	文明6～8(1474 ～1476)年	昭和59年4 月14日	木津川市加茂町里小田 22	宗教法人 常念寺
7	府登	当尾磨崖仏	彫刻	不動明王立像一 躯	永仁4(1296)年	昭和60年5 月15日	木津川市加茂町西小札 場40	宗教法人 浄瑠璃寺
7	府登	岩船のおかげ 踊	無形民 俗文化 財			昭和59年4 月14日	木津川市加茂町岩船	岩船お かげ踊保存 会
7	府登	泉川座人形淨 瑠璃用具	有形民 俗文化 財	百十八点	明治時代	平成3年4 月19日		木津川市
7	府登	おかげ踊絵馬	有形民 俗文化 財	一点	慶応4(1868)年	平成12年4 月17日	木津川市加茂町里薦井 17	宗教法人 春日若宮 社
7	府登	上狛の精霊踊	無形民 俗文化 財			昭和60年5 月15日	木津川市山城町上狛	しょうら い踊り保 存会
7	府登	銭司の獅子 舞・田楽・相 撲	無形民 俗文化 財			昭和62年4 月15日	木津川市加茂町銭司	銭司宮座 行事 保存会
7	府登	西教寺六斎念 仏	無形民 俗文化 財			昭和60年5 月15日	木津川市木津雲村3	西教寺 六斎念佛 講
7	府登	仏生寺六斎念 仏	無形民 俗文化 財			昭和60年5 月15日	木津川市加茂町仏生寺	仏生寺 六斎念佛 保存会
7	府登	おかげ踊絵馬	有形民 俗文化 財	一点	明治元(1868)年	平成12年4 月17日	木津川市加茂町岩船上 ノ門94	宗教法人 白山神社

7	府 指 民	相楽の御田と 正月行事	無形民 俗文化 財	御田・粥占・豆 焼・水試・餅花		昭和59年4 月14日	木津川市相楽清水1	相楽神社 宮座
8	府 環	当尾磨崖仏文 化財環境保全 地区	文化財 環境保 全地区			昭和60年5 月15日	木津川市加茂町岩船	岩船区
8	府 環	岡田国神社文 化財環境保全 地区	文化財 環境保 全地区			昭和63年4 月15日	木津川市木津大谷105	宗教法人 岡田国神 社
8	府 環	相楽神社文化 財環境保全地 区	文化財 環境保 全地区			昭和60年5 月15日	木津川市相楽清水42-1	宗教法人 相楽神社
8	府 環	八幡宮文化財 環境保全地区	文化財 環境保 全地区			昭和63年4 月15日	木津川市加茂町森・高 去	宗教法人 八幡宮
8	府 環	松尾神社文化 財環境保全地 区	文化財 環境保 全地区			昭和58年4 月15日	木津川市山城町椿井松 尾41	宗教法人 松尾神社
8	府 環	天神神社文化 財環境保全地 区	文化財 環境保 全地区			昭和58年4 月15日	木津川市山城町神童子 不晴谷177	宗教法人 天神神社
8	府 環	白山神社文化 財環境保全地 区	文化財 環境保 全地区			昭和62年4 月15日	木津川市加茂町岩船上 ノ門94	宗教法人 白山神社
8	府 環	和伎座天乃夫 岐壳神社文化 財環境保全地 区	文化財 環境保 全地区			昭和58年4 月15日	木津川市山城町平尾里 屋敷54	宗教法人 和伎座天 乃夫岐壳 神社
9	市 指	神童寺護摩堂	建造物	一棟	江戸時代	昭和58年4 月1日	木津川市山城町神童子 不晴谷112	宗教法人 神童寺
9	市 指	神童寺表門	建造物	一棟	江戸時代	平成13年4 月9日	木津川市山城町神童子 不晴谷112	宗教法人 神童寺
9	市 指	和伎座天乃夫 岐壳神社表門	建造物	一棟	室町時代	平成13年4 月9日	木津川市山城町平尾里 屋敷54	宗教法人 和伎座天 乃夫岐壳 神社

9	市指	和伎座天乃夫岐壳神社拝殿	建造物	一棟	江戸時代	平成17年3月22日	木津川市山城町平尾里屋敷54	宗教法人和伎座天乃夫岐壳神社
9	市指	涌出宮石灯籠	建造物	二基	南北朝時代	昭和49年6月1日	木津川市山城町平尾里屋敷54	宗教法人和伎座天乃夫岐壳神社
9	市指	泉橋寺表門	建造物	一棟	元禄2(1689)年	平成6年5月6日	木津川市山城町上狛西下55	宗教法人泉橋寺
9	市指	袈裟擲文銅鐸	考古資料	一口、京都府立山城郷土資料館出展中	弥生時代中期	昭和61年11月6日	木津川市	木津川市
9	市指	山城町の考古遺物	考古資料	椿井大塚山古墳 堅穴式石室天井石2枚、涌出宮遺跡出土石包丁1点、平尾城山古墳出土円筒埴輪1点、松尾古墳群出土提瓶1点、宮城谷古墳群出土杯身及び提瓶壺2点、北谷横穴群出土杯身1点、天敷堂古墳出土台付長頸壺1点、野田尾古墳群出土短頸壺1点		平成19年2月26日	木津川市	木津川市
9	市指	高井手瓦窯出土鬼瓦	考古資料	四点		平成13年4月9日		木津川市
9	市指	山城国相楽郡綺田村検地帳	古文書			平成13年4月9日	京都府立山城郷土資料館寄託	木津川市
9	市指	城州相楽郡平尾村入組片桐主膳正領分絵図	古文書			平成13年4月9日	京都府立山城郷土資料館寄託	木津川市

9	市指	大般若経	古文書	六百二巻、附 経櫃12個・絹本著色釈迦十六善神像一福		平成13年4月9日	京都府立山城郷土資料館寄託	木津川市
9	市指	泉橋寺境内	史跡	976m <sup>2</sup>		平成11年5月11日	木津川市山城町上狹西下54・55-1・55-2	宗教法人泉橋寺
9	市指	上狹環濠集落 (環濠・大井戸・郷井戸)	史跡			昭和49年6月1日	木津川市山城町上狹良町・巽町・坤町・乾町	
9	市指	稻荷山	史跡			昭和49年6月1日	木津川市山城町北河原北谷	
9	市指	鳶ヶ城跡	史跡			昭和49年6月1日	木津川市山城町神童子横峰	
9	市指	袋中上人絵詞伝	絵画	二巻	寛延2(1749)年	昭和63年3月31日	京都府立山城郷土資料館寄託	宗教法人鳶滝寺
9	市指	絹本著色方便法身尊像	絵画	一幅		平成13年4月9日	木津川市山城町上狹西下52	宗教法人円成寺
9	市指	狂言福の神図 並びに能猩々図絵馬	絵画	一面		平成13年4月9日	京都府立山城郷土資料館寄託	宗教法人松尾神社
9	市指	紙本著色 海住山寺縁起絵巻	絵画	上下二巻	江戸時代	平成26年3月31日	木津川市加茂町例幣海住山20	宗教法人海住山寺
9	市指	紙本著色 橋柱寺縁起絵巻	絵画	三巻	江戸時代	平成26年3月31日	木津川市木津雲村42-1	宗教法人大智寺
9	市指	木造如来形坐像	彫刻	一躯	奈良時代	平成6年5月6日	木津川市山城町綺田浜36	宗教法人蟹満寺
9	市指	木造阿弥陀如来立像	彫刻	一躯	鎌倉時代前期	昭和63年4月1日	木津川市梅谷南中ノ谷69	宗教法人心楽寺
9	市指	木造地蔵菩薩立像	彫刻	一躯	平安時代	昭和63年3月31日	木津川市加茂町観音寺中貝戸37	宗教法人地蔵院
9	市指	木造地蔵菩薩坐像	彫刻	一躯	平安時代前期	昭和63年4月1日	木津川市木津雲村3	宗教法人西教寺
9	市指	木造弁才天十五童子像	彫刻	一基	天正6(1579)年	平成17年3月22日	木津川市山城町椿井天敷堂37	宗教法人玉臺寺
9	市指	木造牛頭天王半跏像	彫刻	二躯	平安時代	平成13年4月9日	京都府立山城郷土資料館寄託	宗教法人松尾神社

9	市指	木造女神坐像	彫刻	二躯	平安時代	平成13年4月9日	京都府立山城郷土資料館寄託	宗教法人松尾神社
9	市指	泉橋寺石造地蔵菩薩坐像	彫刻	一躯	鎌倉時代	平成11年5月11日	木津川市山城町上狛西下55	宗教法人泉橋寺
9	市指	木造地蔵菩薩立像	彫刻	一躯、附 像内納入品（貝葉経三枚）	鎌倉時代	平成18年3月31日	木津川市山城町上狛西下55	宗教法人泉橋寺
9	市指	木造阿弥陀如来坐像	彫刻	一躯	平安時代	平成25年3月31日	木津川市木津宮ノ裏274	宗教法人安福寺
9	市指	紙本墨書き岩船寺縁起	典籍	一巻	江戸時代	平成25年3月31日	木津川市加茂町岩船上ノ門43	宗教法人岩船寺
9	市指	弁天山	名勝			昭和49年6月1日	木津川市山城町椿井天敷堂	
9	市指	道標（伊賀街道）	歴史資料	四基		昭和49年6月1日		木津川市
9	市指	木津浜絵馬 木津船中奉納	歴史資料	一面	江戸時代	平成25年3月31日	木津川市木津宮ノ裏285	宗教法人御靈神社
9	市指	木津御輿太鼓祭	無形民俗資料			平成14年10月18日	木津川市木津・木津町	木津御輿太鼓運営委員会

◆国宝： 6件 ◆特別名勝： 1件 ◆重要文化財： 45件  
 ◆国史跡： 7件 ◆国無形民俗： 1件 ◆府史跡： 2件  
 ◆府指定： 12件 ◆府登録： 21件 ◆府指定無形民俗： 1件  
 ◆府文化財環境保全地区： 8件 ◆市指定： 36件

合計： 140件

## 資料

### ○木津川市文化財保護条例

平成 19 年 3 月 12 日条例第 100 号

### 木津川市文化財保護条例

#### (目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）

第 182 条第 2 項の規定に基づき、法により指定を受けた文化財及び京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号。以下「府条例」という。）により指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、これを保存及び活用のために必要な措置を講じ、市民の文化並びに地域の文化の向上及び発展に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項に規定する文化財をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、文化財が市の歴史、文化又は自然を理解し、地域の特性を考えるために欠くことのできないものであり、かつ、現在及び将来にわたり、市民及び地域文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるためには必要な措置を講じなければならない。

2 市は、社会一般の文化財に対する関心を高めるため、文化財愛護団体の育成、文化財保護についての広報活動その他の啓発事業などを行い、文化財を大切に保存し、活用することに努めなければならない。

3 市は、市の区域内に存する文化財の実態を把握するために必要な調査を実施し、文化財基本台帳等の整備に努めなければならない。

#### (市民、所有者等の責務)

第4条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために講ずる措置に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な市民の財産であることを認識し、これを公共のために適切に保存するとともに、できる限りこれを公開するなどその活用に努めなければならない。

#### (財産権の尊重及び他の公益との調整)

第5条 この条例の適用に当たっては、所有者その他の関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

#### (指定)

第6条 木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市の区域内に存する文化財（法又は府条例の規定に基づき指定された文化財を除く。）のうち、市に

とて重要なものを木津川市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする文化財の所有者（無形文化財については、教育委員会の認定した保持者）及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、木津川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行うものとし、指定の効力は、告示のあった日から生じるものとする。

（指定の解除）

第7条 教育委員会は、市指定文化財が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。

- (1) 指定文化財が滅失したとき。
- (2) 指定文化財が著しくその価値を失ったとき。
- (3) 指定文化財が法又は府条例により指定を受けたとき。
- (4) 指定文化財が市の区域外に存することになったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第8条 市指定文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定文化財の所有者は、特別な事情があるときは、自己に代わり当該市指定文化財の管理に当たる者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項に規定する管理責任者には、第1項の規定を準用する。

（管理団体による管理）

第9条 市指定文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると認められる場合には、教育委員会は、適當と認める団体を指定して、市指定文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定による管理団体の指定には、教育委員会は、当該市指定文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする団体の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による管理団体の指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び指定を受けた団体に通知して行うものとし、指定の効力は、告示のあった日から生じるものとする。

- 4 市指定文化財の所有者又は占有者は、正当な理由なくして、管理団体が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 5 第1項に規定する管理団体には、前条第1項の規定を準用する。
- 6 教育委員会は、第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由がある場合は、管理団体の指定を解除することができ、指定の解除には、第3項の規定を準用する。
- 7 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。ただし、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(修理)

第10条 市指定文化財の修理は、所有者又は管理団体がある場合にはその者が行うものとする。

- 2 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について、当該市指定文化財の所有者及び権原に基づく占有者の意見を聴かなければならない。
- 3 管理団体が修理を行う場合には、前条第4項及び第7項の規定を準用する。
- 4 教育委員会は、市指定文化財を保護するために必要があると認めるときは、修理に関して技術的な指導又は助言をすることができる。

(届出)

第11条 市指定文化財の所有者、管理責任者又は管理団体がある場合にはその者（以下「所有者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 所有者等が変更したとき。
- (2) 管理責任者を選任し、又は解任したとき。
- (3) 所有者等が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (4) 市指定文化財の全部又は一部が滅失したとき。
- (5) 市指定文化財の所在の場所の変更及び異動が生じたとき。

- 2 市指定文化財の所有者等は、修理のために当該市指定文化財の現状を変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 3 市指定無形文化財の保持者又は保持団体若しくは無形民俗文化財の保存団体等（以下「保持者等」という。）が死亡し、又は解散したときは、当該文化財の保持者等又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(修理等に関する補助)

第12条 市は、市指定文化財の管理若しくは保存又は修理（以下「修理等」という。）につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として修理等に関して必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該修理等について指揮監督することができる。

（修理等に関する調査及び勧告）

第13条 教育委員会は、市指定文化財の管理又は保存に関して必要な調査を実施することができる。

2 市指定文化財の所有者等は、正当な理由なくして、教育委員会が行う前項の調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 教育委員会が実施する第1項の調査の結果、市指定文化財の管理又は保存が適当でないため、市指定文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理又は保存に関し必要な措置を勧告することができる。

4 教育委員会は、市指定文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

5 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

6 前項の規定により市が費用の一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

（有償譲渡の場合の納付金）

第14条 市が修理等に関し必要な措置につき、第12条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第5項の規定により費用を負担した当時における市指定文化財の所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第2次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後、当該市指定文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を、市に納付しなければならない。

2 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、前項の規定により納付すべき金額を減額し、又は免除することができる。

（現状変更等の制限）

第15条 市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合等は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、許可に係る現状変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理又は現状変更等の終了報告)

第16条 第11条第2項の規定による修理の届出をしたもの又は前条第1項の規定による現状変更等の許可を受けたものは、当該届出又は許可に係る修理又は現状変更等が終了したときは、その旨を遅滞なく、教育委員会に報告しなければならない。

(公開)

第17条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、当該市指定文化財の公開又は教育委員会の行う公開の用に供するための出品を勧奨することができる。

2 前項の公開又は出品に要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができます。

3 前項の規定により市が費用を負担する場合には、教育委員会は、管理又は保存に関する必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は保存について指揮監督することができる。

4 第1項の規定により公開し、又は出品したことに起因して、当該指定文化財が滅失し、又はき損したときの損害補償は、市が所有者等と協議して定める。ただし、所有者等の責めに帰すべき事由によるものは、この限りでない。

(所有者等の変更等に伴う権利義務の承継)

第18条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該市指定文化財に関するこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者等は、当該市指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。

(環境保全)

第19条 教育委員会は、市指定文化財について、その保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対して、文化財の環境保全について必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(埋蔵文化財に関する責務)

第20条 教育委員会は、市の区域内にある埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸等をしないよう所有者その他関係者に適切な指導及び助言をするなどその防止に努めなければならない。

2 何人も、埋蔵文化財を発見したときは、当該埋蔵文化財の損傷等の防止に努め、教育委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査に協力するよう努めなければならない。

(補則)

第21条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の木津町文化財保護条例（昭和 60 年木津町条例第 17 号）、加茂町文化財保護条例（昭和 61 年加茂町条例第 1 号）又は山城町文化財保護条例（平成 4 年山城町条例第 15 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○木津川市文化財保護条例施行規則

平成 19 年 3 月 12 日教育委員会規則第 37 号

木津川市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木津川市文化財保護条例（平成 19 年木津川市条例第 100 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項に規定する文化財の所有者（無形文化財については木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定した保持者）及び権原に基づく占有者の同意は、当該所有者から教育委員会に対し指定同意書（別記様式第 1 号）を提出させることにより行うものとする。

2 教育委員会が条例第 6 条第 1 項の規定による指定をしたときは、当該市指定文化財の所有者に指定書（別記様式第 2 号）を交付し、木津川市指定文化財台帳（別記様式第 3 号）に登載しなければならない。

3 指定書の滅失等による再交付申請は、指定書再交付申請書（別記様式第 4 号）によらなければならない。

4 教育委員会が条例第 6 条第 3 項の規定により指定することについて木津川市文化財保護審議会に諮問するときは、市長にあらかじめその旨報告しなければならない。

(指定の解除)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定により指定の解除をしたときは、教育委員会は、当該市指定文化財の所有者に対し指定解除通知書（別記様式第 5 号）により通知しなければならない。

2 所有者は、前項の規定による指定解除の通知を受けたときは、速やかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(届出)

第 4 条 次の各号に掲げる届出書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する所有者変更届（別記様式第 6 号）
- (2) 条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する管理責任者選任・解任届（別記様式第 7 号）
- (3) 条例第 11 条第 1 項第 3 号に規定する所有者等氏名等変更届（別記様式第 8 号）
- (4) 条例第 11 条第 1 項第 4 号に規定する滅失等届（別記様式第 9 号）
- (5) 条例第 11 条第 1 項第 5 号に規定する所在場所変更・異動届（別記様式第 10 号）
- (6) 条例第 11 条第 2 項に規定する修理届（別記様式第 11 号）
- (7) 前号に定める修理届の内容を変更しようとするときは修理変更届（別記様式第 12 号）
- (8) 条例第 11 条第 3 項に規定する保持者等死亡・解散届（別記様式第 13 号）  
(現状変更等の許可)

第5条 条例第15条第1項に規定する市指定文化財に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（別記様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。  
(修理又は現状変更等の終了報告)

第6条 条例第11条第2項の規定により修理の届出をしたもの又は条例第15条第1項の規定により現状変更等の許可を受けたものは、当該届出又は許可に係る修理又は現状変更等が終了したときは、条例第16条の規定により遅滞なく現状変更等（修理）終了報告書（別記様式第15号）により教育委員会に報告しなければならない。  
(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の木津町文化財保護条例施行規則（昭和60年木津町教育委員会規則第6号）、加茂町文化財保護条例施行規則（昭和61年加茂町教育委員会規則第1号）又は山城町文化財保護条例施行規則（平成4年山城町教育委員会規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## ○木津川市文化財補助金交付要綱

平成 19 年 3 月 12 日教育委員会告示第 16 号

### 木津川市文化財補助金交付要綱

#### (趣旨)

第 1 条 市長は、市の区域内に存する文化財の保護を図るため、文化財の所有者又は管理団体が文化財の適正な保存のために実施する事業及び文化財愛護団体の活動に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成 19 年木津川市規則第 36 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

#### (定義)

第 2 条 この告示において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により指定されたもの
- (2) 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）の規定により指定され、登録され、又は決定されたもの
- (3) 木津川市文化財保護条例（平成 19 年木津川市条例第 100 号。以下「条例」という。）の規定により指定されたもの
- (4) 未指定ではあるが、歴史的及び文化的価値の高いもので、市長が特に認めたもの

2 この告示において「文化財愛護団体」とは、木津川市文化財愛護団体登録要綱（平成 19 年木津川市教育委員会告示第 17 号）の規定により登録されたものをいう。

#### (補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国及び京都府（以下「府」という。）が補助事業として認定した事業
- (2) 府が補助事業として認定した事業
- (3) 条例第 12 条第 1 項及び第 13 条第 5 項に規定する管理、保存、措置及び修理に関する事業
- (4) 条例第 17 条第 1 項に規定する公開、出品事業
- (5) 文化財愛護団体の活動
- (6) その他市長が特に認めた事業

#### (交付の補助率及び補助限度額)

第 4 条 前条に規定する事業に係る補助金の補助率及び補助限度額は、別表に定めるところとする。ただし、市長が特に必要と認めた事業については、この補助率及び補助限度額を超えて交付することができる。

#### (補助金の交付申請)

第 5 条 規則第 4 条に規定する申請書は、別記様式第 1 号のとおりとする。

#### (補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第3項の規定により、補助金の交付に条件を付する場合は、次条に規定する通知書にその条件を記すものとする。

(交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、文化財補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(変更承認の申請)

第8条 規則第9条の規定により、市長に変更の承認を受けようとする場合の書類は、文化財補助事業変更承認申請書（別記様式第3号）とする。

2 市長は、事業変更を承認したときは、文化財補助事業変更承認通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等完了実績報告書は、別記様式第5号のとおりとする。

2 前項の補助事業等完了実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1か月以内とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条に規定する通知は、文化財補助金の額の確定通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、その事業によって設置し、又は整備したものを受けないで交付の目的に反して使用したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(事業の完了時期)

第12条 事業の完了時期は、当該会計年度内とする。ただし、年度内に完了しない場合又はその実施が困難な場合は、速やかに市長に報告し指示を受けなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の木津町文化財補助金交付要綱（平成5年木津町教育委員会要綱第1号）、加茂町文化財補助金交付規則（平成9年加茂町教育委員会規則第2号）又は山城町文化財補助金交付要綱（平成4年山城町告示第42号）（以下これらを「合併前の要綱等」という。）の規定により交付の決定を受けた補助金については、なお合併前の要綱等の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の要綱等の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

## 用語解説

## 資料

### 1. 文化財

人々により制作されたものやその技術のうち、歴史的芸術的価値が高いもの又はそれらと関係の深い自然による生成物や希少動植物（群）、景観等をさす。絵画や美術工芸品、彫刻、史跡、天然記念物、有形無形民俗文化財、伝統的建造物群、記念物、文化的景観等の種別がある。

### 2. 指定文化財

文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財で、有形文化財、無形文化財、民族文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、とくに重要なもので保存の必要のあるものを、指定し保護と活用をしていこうとする制度。

所有者等の負担軽減のため、その保存や修理・修復には補助制度が設けられている。

### 3. 登録文化財

文化財保護法に基づいて始まった文化財の新たな保存活用方法。建造物部門が主で、築後50年以上経たものを対象とする。文化財を登録台帳に記載し、緩やかな保存条件の中で活用しながら保存していこうとする。現在は、民俗文化財や記念物、美術工芸品に拡大されている。

### 4. 周知の埋蔵文化財包蔵地

国民の共有財産である埋蔵文化財（土器、埴輪、古墳など）が地中に埋もれている土地のことで、遺跡分布地図によりその位置や範囲が周知されたもの。開発事業等を行う場合には文化財保護法により事前の届出と調査が必要になる。

### 5. 建造物

法令に示された文化財の種別の一つ。建築物や石造の構造物を指す。社寺の本殿や本堂、民家等がある。その構造を模した石造品（五輪塔等）を含む。

### 6. 文化財管理システム

文化財全般について、個々の文化財の個別情報、位置、指定経緯、修理履歴、現状等の情報を一元的に情報システム上で管理する。

## 7. 未指定文化財 みしていぶんかざい

文化財のうち、法令による指定を受けていないものの総称。地域史を考えるにあたっては重要な歴史資料であり、近年はその活用を文化庁や京都府教育委員会も推奨している。

## 8. 有形民俗文化財 ゆうけいみんぞくぶんかざい

法令に示された文化財の種別の一つ。衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などの無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の有形の民俗文化財のうち物質文化として伝承されたもの。祭礼等に伴う祭具や生活用具、製造用具等がある。

## 9. 記念物

法令に示された文化財の種別の一つ。貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。

## 10. 緊急調査事業

文化財は、外的要因（経年変化・周辺環境の変化・新規発見）により緊急に調査する必要が発生する場合がある。長期に計画的に実施できる総合調査とは異なり、短期間で実施し結果をまとめが必要がある場合が多い。開発事業に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査等はその典型である。

## 11. 記録保存

文化財を保存する方法のひとつ。文化財の現物そのもの（現物保存）又は現地にそのまま保存（現地保存）する方法とは異なり、開発行為によって失われてしまう遺跡の発掘調査を行い、遺跡を「記録」として残すことで、できる限り詳細な記録（写真や図面）を作成して、その記録として保存する保存方法。

## 12. 木津川市文化財資料

市域の文化財に関する報告書や解説書を図書として刊行している。町史や発掘調査報告書等の学術資料も含まれる。

## 13. 保存管理計画

史跡や天然記念物、大形の文化財についてその現況を詳細に調査し、文化財の保存と維持管理を確実にまたは計画的に実施していくために作成する計画。国指定の史跡を中心に計画書の作成が推奨され、本市でも恭仁宮跡（山城国分寺跡）や椿井大塚山古墳、高麗寺跡に関する保存管理計画の作成を終えた。

## 14. 文化財避難所

津波や土石流、暴風、集中豪雨等で被災した文化財の場合、被災した収蔵場所からいったん文化財を移動し修復作業を行い、一定期間保存することが必要になる。その一時保管及び作業を行う場所のことをいう。

## 15. 出前授業

学校教育や社会教育、各種団体との連携事業。文化財保護室職員が学校の授業や公民館事業、各種団体等の研修に出向き、実物資料等も使いながら授業の一部を分担するもの。

学校では、教諭では難しい内容について臨場感豊かに学ぶことが期待できる。

## 16. 地域文化財活用拠点事業

市内各地に所在する文化財を、地域の歴史を語る資料として地域で活用方法を考え、より文化財に親しんでいこうとする事業。主要な文化財を活用拠点としながら学習事業や環境維持事業等を実施する。

## 答申

平成28年 1月18日

木津川市教育委員会  
教育長 森永 重治 様

木津川市文化財保護審議会  
会長 白石 太一郎

木津川市文化財保存活用基本計画の策定について（答申）

平成26年11月10日付、6木教文第260号で諮問のあった標記の件について、審議会を開催して審議した結果、別添のとおり木津川市文化財保存活用基本計画を答申いたします。

## 木津川市文化財保護審議会審議員

役職名	氏名	備考
会長	白石 太一郎	大阪府立近つ飛鳥博物館館長 考古学
副会長	中津川 敬朗	城南郷土史研究会会長 地元委員
審議員	伊東 史朗	和歌山県立博物館館長 美術史
審議員	源城 政好	帝塚山大学教授 歴史学
審議員	増井 正哉	京都大学大学院教授 建築史
審議員	田辺 英夫	西念寺住職 地元委員
審議員	岩井 照芳	木津の文化財と緑を守る会会長 地元委員
審議員	浦本 幹男	加茂文化財愛護会 地元委員
審議員	炭本 武	瓶原まちづくり協議会会長 地元委員
審議員	大山 順子	椿井大塚山古墳を守る会会長 地元委員

平成28年3月 印刷発行

## 木津川市文化財保存活用基本計画

編集・発行 木津川市教育委員会

京都府木津川市木津南垣外110番地9

印 刷 岡嶋印刷所

京都府木津川市木津南垣外17番地